

共生社会の実現に向けて

12月3日から9日は障害者週間です

障害者週間は、平成16年6月に障害者基本法で定められ、障がい者への理解や関心を深める目的で制定されました。週間中は、行政機関や関係機関で、意識啓発に関する取り組みを行っています。

◆障害者差別解消法をご存知ですか？

正式名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と言います。障がいのある人とそうでない人が、人格や個性を尊重し共生できる社会を実現するために、平成28年4月から施行されました。国・都道府県・市町村などの役所、会社やお店などの事業者が障がいのある人に対し、正当な理由がなく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

障がいを理由とした不当な差別にあたる行為の例

- ・入店を断る。
- ・病院の受診や学校の入学を拒否する。
- ・必要がないのに付添人の同行を求める。
- ・本人の意向を考慮せず必要ない物を買わせる。

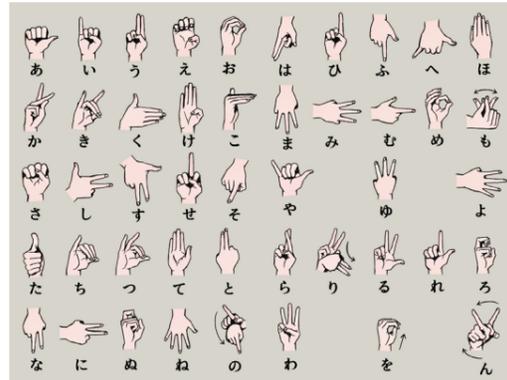


◆合理的配慮とは？

国・都道府県・市町村などの役所、会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から「社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としている」と意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。令和6年4月1日からは、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

合理的配慮の例

- ・飲食店を利用する際、車椅子で着席したい。
→ 椅子を片付け、車椅子で座れる空間を作る。
- ・障がいにより、言葉でのやり取りが難しい。
→ 筆談や手話などで対応する。
- ・配付物の文字が小さくて読めない。
→ 配付物の文字を拡大して、相手に読みやすくする。
- ・窓口で手続きをする際、周囲の目が気になる。
→ 周囲に人がいない場所や個室での手続きを行う。



◆相談窓口

障がいを理由とする差別や合理的配慮の提供について、ご相談がありましたら、社会福祉課障がい福祉担当までご連絡ください。ご相談は、窓口に限らず電話、FAX、メールでも可能です。

問合せ 社会福祉課 ☎ (42) 8435 ・ FAX (43) 5600 ・ ✉ syakai@city.satte.lg.jp

人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県

12 / 1 (金) ~

冬の交通事故防止運動

12 / 14 (木)

■横断歩道における歩行者優先の徹底

交通事故死者の多くは歩行者です。ドライバーは、常に歩行者への思いやりの意識を持って、横断歩道における歩行者優先を徹底しましょう。歩行者は、横断歩道を渡る際にドライバーへの意思表示(ハンドサイン)を行い、安全な横断を心がけましょう。

■自転車乗用時の自転車ヘルメット着用促進と交通事故防止

自転車乗用時は、①ヘルメットの着用、②車道は左側を通行、③一時停止場所では必ず止まって左右の安全確認、④飲酒運転は禁止、⑤夜間はライトを点灯しましょう。

■夕暮れ時と夜間の交通事故防止および飲酒運転の根絶

夕暮れ時から夜間の時間帯に交通事故が多く発生しています。夕暮れ時や夜間に外出するときは、歩行者や自転車の運転者自らが反射材などを身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用しましょう。飲酒運転は「しない・させない・ゆるさない」を合言葉に幸手市から飲酒運転を根絶させましょう。

■幸手市内の交通事故発生状況

令和5年1月1日から10月15日までの期間に幸手市内で発生した人身交通事故の負傷者は133人(重傷9人)で、午後2時から午後4時にかけて国道4号線、市道などで追突による人身交通事故が多く発生しています。

また、自転車乗車中の負傷者は28人(重傷4人)で65歳以上の高齢者が約39%と最も多くなっています。

問合せ 幸手警察署 ☎ (42) 0110
危機管理防災課 ☎ (43) 1111 内線 583

人権 それは愛

障がい者の人権について

共生社会の実現に向けて

12月3日から9日は「障害者週間」です。障害者週間は、国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある方が社会、経済、文化その他あらゆる分野での活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されています。令和6年4月からは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で民間事業者等の合理的配慮の提供が法的に義務化されます。この合理的配慮とは、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応が必要とされているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

ことが求められるものです。また、合理的配慮の提供にあたっては、障害特性やそれぞれの場面・状況によって障がいのある人と事業者等が現状をより良くしていくための対応について、前向きに一緒に考えていくことが大切になります。

障害者週間をきっかけに、お互いのことを知り、「障がいのある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員として相互に尊重し合い、支え合って暮らせる社会(共生社会)の実現」について考えてみませんか？

12月には「障害者週間」だけでなく、埼玉県の一人権尊重社会をめざす県民運動強調週間も設定されています。